

**平成26年度
国の施策・予算に対する要望**

平成25年11月



平成26年度国の施策・予算に対する要望



さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、人口125万人を有する日本でも指折りの大都市として、大きく成長を続けてきており、「東日本の中核都市構想の推進」、「日本一の安心減災都市づくり」、「日本一の教育文化都市を実現」、「環境未来都市の実現」、「健幸都市づくり」の5つの柱を基本として、市民一人ひとりが幸せを実感でき、市民や企業から選ばれる都市づくりを進めています。

私の責務は、私たちの郷土“さいたま市”を、我が国を代表する都市として、また、日本だけではなく、世界に貢献する都市として、市民が誇りを持てる都市につくりあげることです。「市民とともに、まっすぐ」、「しあわせ実感都市 選ばれる都市」の実現にまい進してまいりたいと考えております。

本要望書は、本市のさまざまな取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、国も厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、さいたま市の要望の実現について、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年11月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

1. 東日本の中核都市構想の推進

| | | |
|----|--------------------------------------|----|
| | 1 高速鉄道東京7号線の延伸促進 | 2 |
| | 2 上尾道路・首都高速埼玉大宮線の整備促進及び首都高速埼玉新都心線の延伸 | 4 |
| 新規 | 3 新幹線の大宮駅始発の新設及び大宮駅機能の高度化に向けた支援 | 6 |
| | 4 道路整備事業に対する支援 | 8 |
| | 5 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化 | 10 |
| | 6 市街地整備事業に対する支援 | 12 |

2. 安心減災都市づくり

| | | |
|--|----------------------|----|
| | 7 耐震化の促進による安心減災都市づくり | 16 |
|--|----------------------|----|

3. 教育文化都市の実現

| | | |
|--|-------------------------|----|
| | 8 義務教育施設等の整備・改修の促進 | 20 |
| | 9 少人数学級の推進 | 22 |
| | 10 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し | 24 |

4. 環境未来都市の実現

| | | |
|--|--|----|
| | 11 低炭素型パーソナルモビリティの普及促進に向けた新しい社会システムの構築 | 28 |
|--|--|----|

5. 健幸都市づくり

| | | |
|--|-----------------------------------|----|
| | 12 待機児童解消に向けた取組支援 | 32 |
| | 13 困難を有する子ども・若者に対する支援 | 34 |
| | 14 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進 | 36 |

6. 観光

| | | |
|--|--------------------------------|----|
| | 15 訪日観光客の誘致政策及び世界盆栽大会の開催に対する支援 | 40 |
| | 16 国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援 | 42 |

7. 地方税財政

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 新規 | 17 平成26年度税制改正における代替税財源の確保等 | 46 |
| | 18 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 | 48 |
| | 19 社会保障・税番号制度の導入 | 50 |

目次（省庁別）

内 閣 官 房

| | | |
|------------------|---|----|
| 19 社会保障・税番号制度の導入 | … | 50 |
|------------------|---|----|

内 閣 府（ 警 察 庁 ）

| | | |
|--|---|----|
| 11 低炭素型パーソナルモビリティの普及促進に向けた新しい社会システムの構築 | … | 28 |
| 13 困難を有する子ども・若者に対する支援 | … | 34 |

総 務 省（ 消 防 庁 ）

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 17 平成26年度税制改正における代替税財源の確保等 | … | 46 |
| 18 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 | … | 48 |
| 19 社会保障・税番号制度の導入 | … | 50 |

文 部 科 学 省（ 文 化 庁 ）

| | | |
|-------------------------|---|----|
| 7 耐震化の促進による安心減災都市づくり | … | 16 |
| 8 義務教育施設等の整備・改修の促進 | … | 20 |
| 9 少人数学級の推進 | … | 22 |
| 10 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し | … | 24 |
| 16 国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援 | … | 42 |

厚 生 労 働 省

| | | |
|-----------------------------------|---|----|
| 7 耐震化の促進による安心減災都市づくり | … | 16 |
| 12 待機児童解消に向けた取組支援 | … | 32 |
| 13 困難を有する子ども・若者に対する支援 | … | 34 |
| 14 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進 | … | 36 |

農 林 水 産 省

| | | |
|--------------------------------|---|----|
| 15 訪日観光客の誘致政策及び世界盆栽大会の開催に対する支援 | … | 40 |
|--------------------------------|---|----|

経 済 産 業 省（ 中 小 企 業 庁 ）

| | | |
|--|---|----|
| 11 低炭素型パーソナルモビリティの普及促進に向けた新しい社会システムの構築 | … | 28 |
| 15 訪日観光客の誘致政策及び世界盆栽大会の開催に対する支援 | … | 40 |
| 16 国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援 | … | 42 |

国 土 交 通 省（ 観 光 庁 ）

| | | |
|--|---|----|
| 1 高速鉄道東京7号線の延伸促進 | … | 2 |
| 2 上尾道路・首都高速埼玉大宮線の整備促進及び首都高速埼玉新都心線の延伸 | … | 4 |
| 3 新幹線の大宮駅始発の新設及び大宮駅機能の高度化に向けた支援 | … | 6 |
| 4 道路整備事業に対する支援 | … | 8 |
| 5 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化 | … | 10 |
| 6 市街地整備事業に対する支援 | … | 12 |
| 7 耐震化の促進による安心減災都市づくり | … | 16 |
| 11 低炭素型パーソナルモビリティの普及促進に向けた新しい社会システムの構築 | … | 28 |
| 15 訪日観光客の誘致政策及び世界盆栽大会の開催に対する支援 | … | 40 |
| 16 国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援 | … | 42 |

環 境 省

| | | |
|--|---|----|
| 11 低炭素型パーソナルモビリティの普及促進に向けた新しい社会システムの構築 | … | 28 |
|--|---|----|

1. 東日本の中核都市構想の推進

1 高速鉄道東京7号線の延伸促進

〔国土交通省〕

【要望事項】

- 1 都市鉄道等利便増進法の適用要件の緩和（累積黒字転換年次を現行の30年程度から40年程度など）及び国の補助拡充を行うこと
- 2 交通政策審議会における次期答申においても、引き続き、高速鉄道東京7号線の延伸を計画に位置付ける方向で検討すること。併せて、既存制度の拡充及び新制度の創設についても積極的に行うこと

【背景・理由】

- 1 都市鉄道等利便増進法の適用要件の緩和及び国の補助拡充
 - ・ 平成23年度に本市と埼玉県が共同で開催した、専門家による「地下鉄7号線延伸検討委員会」では、需要予測や採算性等について厳しい結果が示されたものの、「延伸実現に資する方策」を展開することで評価を高めることは可能であるとの報告が出された。これを受け、昨年9月に「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」を策定し、現在、地域の成長・発展のための「実行」段階へ移行し、定住・交流人口の増加を図り、事業着手（鉄道事業者の申請手続）を目指している状況である。
 - ・ また、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催され、埼玉スタジアム2002が競技会場として使用されることから、浦和美園を中心とした地域の更なる成長・発展が期待される。
 - ・ 延伸線整備に当たっては、都市鉄道等利便増進法の適用を前提としているが、人口減少等の厳しい事業環境を克服して鉄道整備を推進する必要がある。
 - ・ 以上のことから、国において法の適用要件である採算性要件の緩和や国の補助割合の拡充などを行うことを要望するものである。
- 2 次期答申での継続した位置付けと既存制度拡充及び新制度創設の検討
 - ・ 本市においては、市民、経済界、大学、スポーツ界等によるオールさいたま市で延伸実現に向けて行動する「地下鉄7号線延伸事業化推進期成会」が昨年9月に設立され、延伸の機運はかつてない高まりを見せている。
 - ・ 延伸には高齢者の移動手段確保、災害時の代替交通機能の確保、低炭素まち

づくりなどの新たな意義・必要性等がある。

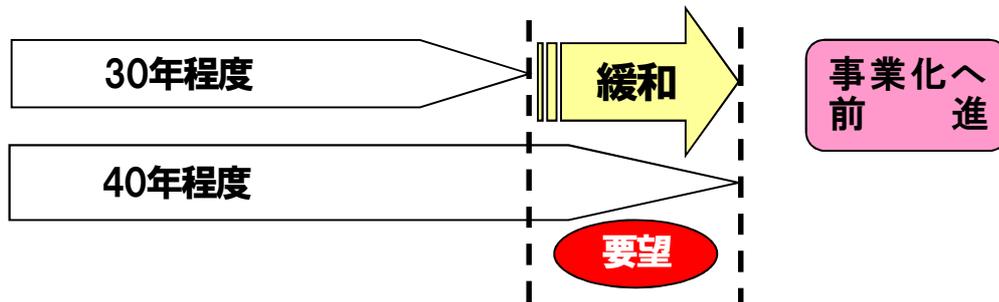
- ・ 以上のことから、次期答申においても引き続き本延伸線を計画路線として位置付ける方向で検討することと、既存制度の拡充や新しい支援制度・整備手法の創設を国が積極的に行うことを要望するものである。

【参考】

- 事業化に向けての制度面の主な課題と要望の効果

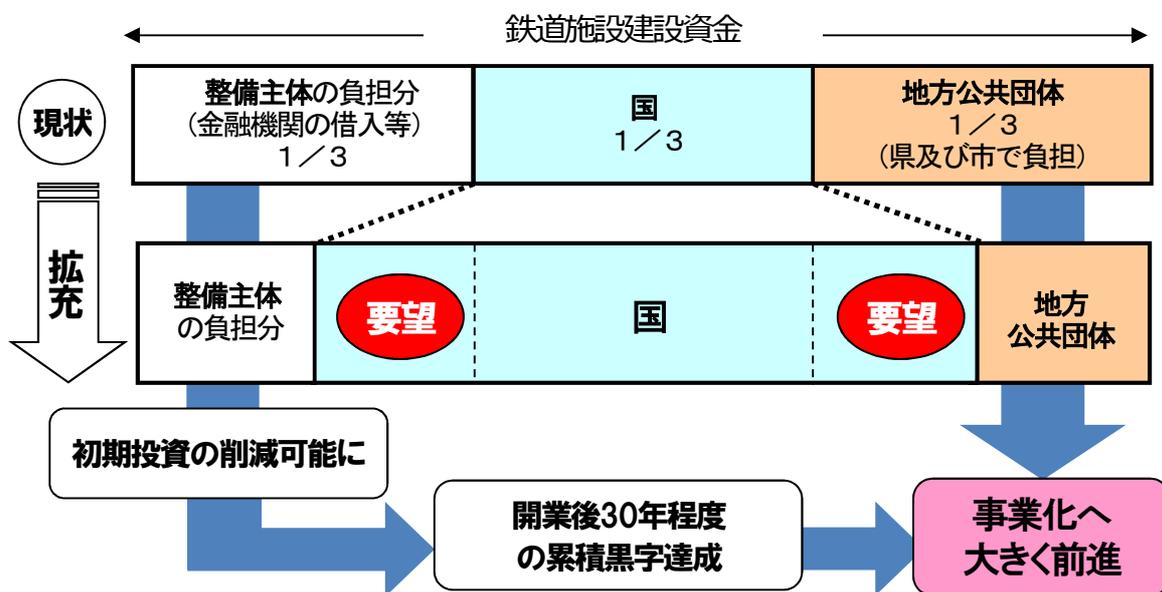
1 都市鉄道等利便増進法の適用要件

→ 採算性（開業後30年以内での累積黒字転換）



2 事業を進めるための財源

→ 事業費（約770億円の大規模プロジェクト、国の補助率は1/3）



- 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況
都市鉄道利便増進事業費補助 国費5,640百万円（平成25年度 国費6,141百万円）
- ・ 制度改正等の状況
特になし

[担当：政策局東部地域・鉄道戦略室長 佐近 裕之 TEL048-829-1869]

2 上尾道路・首都高速埼玉大宮線の整備促進及び首都 高速埼玉新都心線の延伸

〔国土交通省〕

【提案・要望事項】

- 1 上尾道路・首都高速埼玉大宮線の整備を促進すること
- 2 首都高速埼玉新都心線を東北自動車道まで延伸すること

【背景・理由】

1 上尾道路・首都高速埼玉大宮線の整備促進

- ・ 国道17号バイパスの混雑度については、平成22年度道路交通センサスによると、実交通量が1日当たり7.8万台から8.2万台であり、設計交通量の1.35倍から2.4倍と非常に高くなっており、道路が飽和状態となっている。
- ・ このような中、上尾道路の一般道路部分については、暫定2車線の供用が開始されたところであるが、いまだ圏央道と接続が図られていない状況である。
- ・ また、自動車専用道路の与野ジャンクション以北については、都市計画決定がされているものの、詳細な整備計画が未定である。
- ・ 以上のことから、市内の国道17号バイパス周辺の渋滞解消を図るために、上尾道路・首都高速埼玉大宮線の整備促進を要望するものである。

2 首都高速埼玉新都心線の延伸

- ・ 首都高速埼玉新都心線については、第二産業道路まで開通済みであるが、東北自動車道への延伸・接続に関する検討が進んでいない状況である。
- ・ また、さいたま新都心は、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」に基づく広域防災拠点として位置付けられた災害対策基本法上の指定地方行政機関が設置され、災害応急対策・復旧活動及び広域後方支援活動に関する指示機能等を担っている。
- ・ 以上のことから、広域交通基盤の代替性や多重性の確保など、一層の防災力の強化を図るため、首都高速埼玉新都心線を延伸することを要望するものである。

【参考】

○平成 22 年度道路交通センサス

| 路線名 | 起点側 | 終点側 | 交通量観測地点地名 | 混雑度 |
|-------------|-------------|-------------|----------------------|------|
| | 路線名等 | 路線名等 | | |
| 一般国道 17号 | さいたま東村山線 | さいたま鴻巣線 | さいたま市桜区田島7丁目15番地22先 | 2.40 |
| | 桜区・中央区 境 | 宗岡さいたま線 | さいたま市桜区田島7丁目15番地22先 | 1.74 |
| | さいたまふじみ野所沢線 | 中央区・大宮区 境 | さいたま市中央区円阿弥7丁目7番地11先 | 1.37 |
| | 中央区・大宮区 境 | さいたまふじみ野所沢線 | | 1.35 |
| | 大宮区・西区 境 | さいたま春日部線 | | 1.40 |

○将来道路ネットワーク



○ 国における平成 26 年度予算の概算要求等の状況

- 概算要求状況

直轄事業 17,877 億円 (平成 25 年度 14,898 億円)

補助事業 1,172 億円 (平成 25 年度 1,002 億円)

有料道路事業等 17,593 億円 (平成 25 年度 17,081 億円)

- 制度改正等の状況

特になし

[担当 : 建設局土木部道路計画課長 反町 央 TEL048-829-1494]

3 新幹線の大宮駅始発の新設及び大宮駅機能の高度化 に向けた支援

〔国土交通省〕

【要望事項】

- 1 2015年・2016年にそれぞれ予定されている北陸・北海道新幹線の開通に伴い、既設の5路線を含む各新幹線の大宮駅始発の新設による増便を図ること
- 2 大宮駅機能の更なる高度化（ハブステーション化）の実現に向けた支援措置を講じること

【背景・理由】

1 新幹線の大宮駅始発便の新設

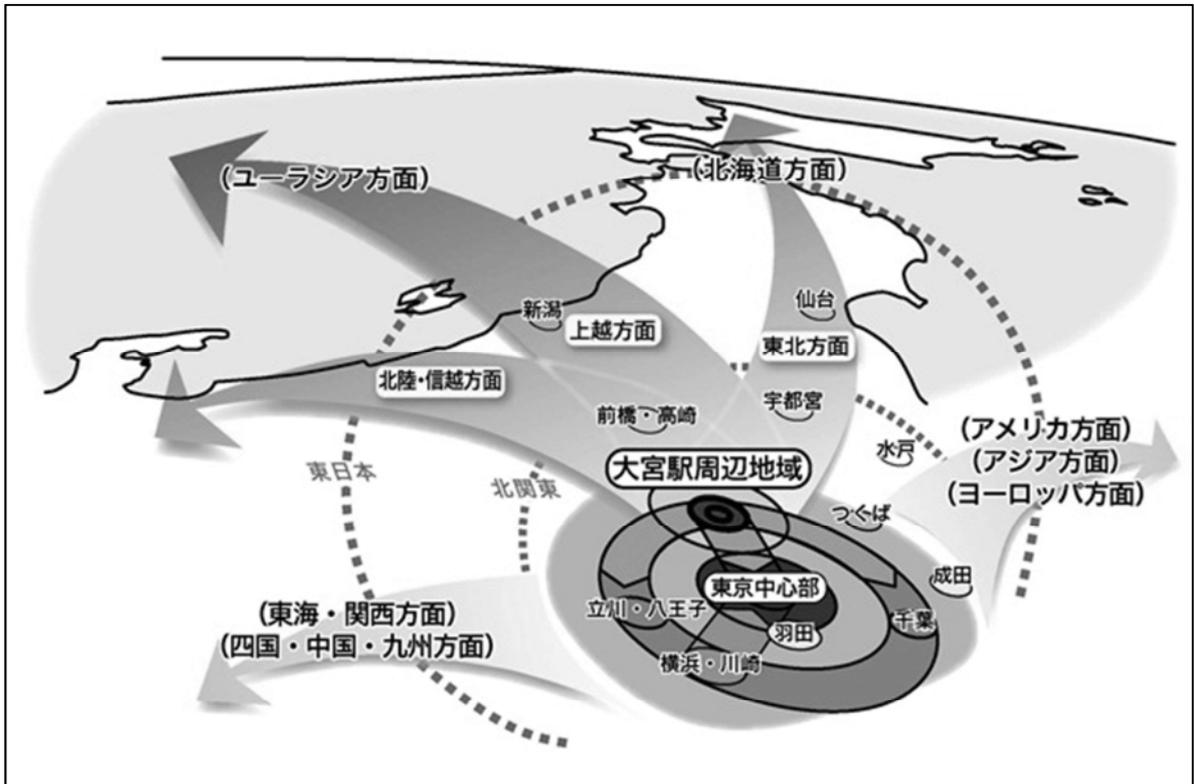
- ・ 本市では、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」を将来都市像に掲げており、大宮駅周辺及び隣接するさいたま新都心周辺地区を都心として位置付け、さまざまな都市機能の集積を進めている。
- ・ さらに、2014年度開業予定の宇都宮・高崎線等の東京駅乗り入れ（東北縦貫線）を皮切りに、2015年春には北陸新幹線が、2016年春には北海道新幹線がそれぞれ開通を予定しており、全国でも屈指のターミナル駅である大宮駅のニーズはますます高まることが予想される。
- ・ 一方、東京駅～大宮駅間においては、新幹線の建設経緯から走行速度が制限されているうえ、既に東北・秋田・山形・上越・長野新幹線が集中しているため、北陸・北海道新幹線の開通に伴い、各新幹線の運行上、更なるボトルネック化が見込まれる。
- ・ 以上のことから、東京駅～大宮駅間におけるボトルネックの解消に向けて、新幹線大宮駅始発の新設による新幹線の増便を要望するものである。

2 大宮駅のハブステーション化に向けた支援措置

- ・ 新幹線の大宮駅始発の新設の実現と併せ、大宮駅機能の更なる高度化（ハブステーション化）に向けて、鉄道事業者間の既設線の乗り換え改善によるシームレス化が図られるよう支援措置を講じることを要望するものである。

【参考】

○東日本におけるさいたま市・大宮駅周辺地域の位置付け



[担当：都市局都市計画部都市交通課長 吉沢 浩之 TEL048-829-1050]

4 道路整備事業に対する支援

〔国土交通省〕

【提案・要望事項】

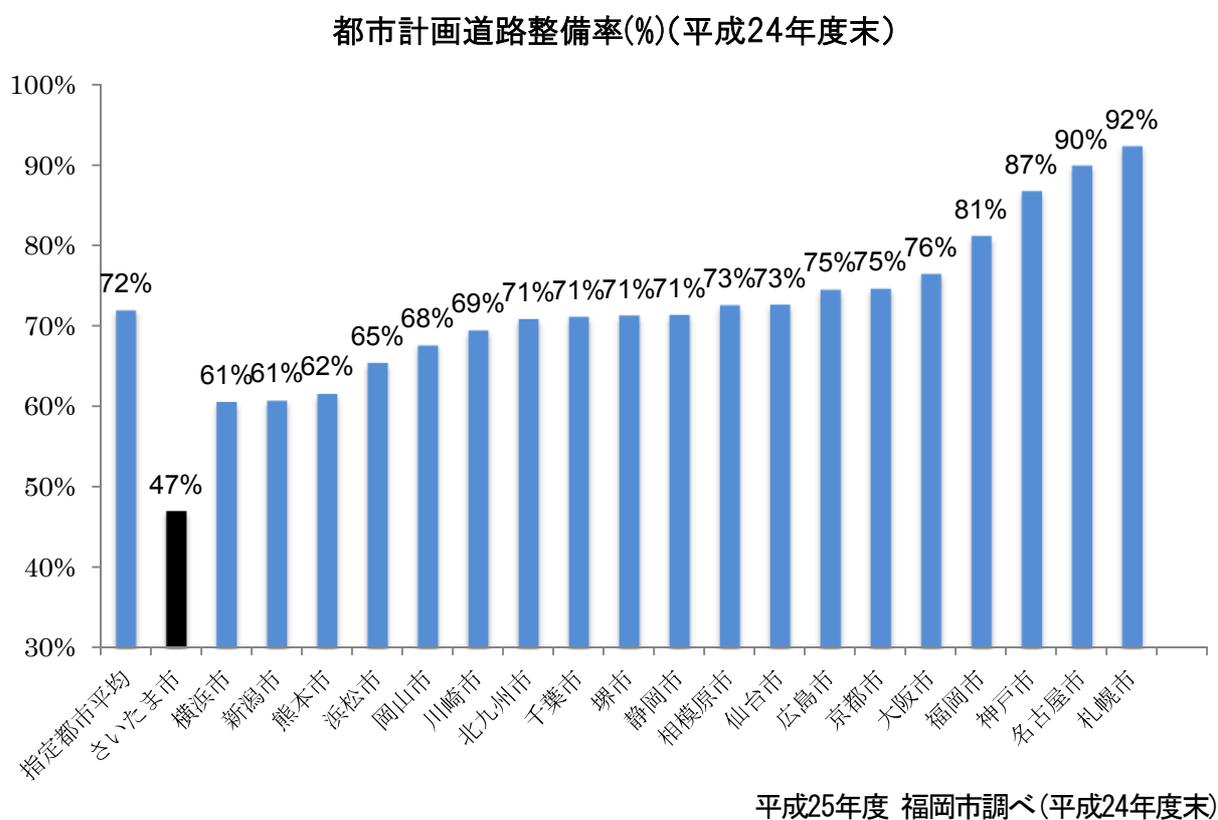
道路の新設・改築事業に対する社会資本整備総合交付金の拡充を図り、当該事業の推進に向けて必要な財源を確保し、財政支援を行うこと

【背景・理由】

- ・ 本市は、広域交流を支え、都市の骨格を形成する幹線道路を中心として、重点的かつ計画的に道路整備を推進している。現在、本市の都市計画道路の整備率は、平成24年度末で47パーセントであり、大都市（20指定都市）における都市計画道路の平均整備率72パーセントに比べ、極めて低い状況である。
- ・ 市内の広域幹線道路の整備が不十分であることから、慢性的な交通渋滞が発生しており、都市の活力の低下、多大な経済損失及び環境負荷の増大を引き起こしている。
- ・ このため、本市では、市民や道路利用者の活力ある都市活動を支える幹線道路を整備し、また、交通渋滞のボトルネックとなる交差点を整備することが急務となっている。
- ・ 以上のことから、道路の新設・改築事業に対する社会資本整備総合交付金の拡充を図り、当該事業の推進に向けて必要な財源を確保し、確実な財政支援を行うことを要望するものである。

【参考】

○政令指定都市における都市計画道路の整備状況



○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況

社会資本総合整備交付金 1,055,843 百万円 (平成25年度 903,136 百万円)

- ・ 制度改正等の状況

特になし

5 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化

〔国土交通省〕

【提案・要望事項】

- 1 駅のバリアフリー化に対する支援の強化を図ること
- 2 地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を1/2に引き上げるなど、経営的に厳しい鉄道事業者に対する支援の強化を図ること

【背景・理由】

1 駅のバリアフリー化に対する支援の強化

- ・ 本市では、高齢者や障害者の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、移動の手段となる公共交通機関等のバリアフリー化を進め、利便性や安全性を高めることが喫緊の課題であるとの認識の下、鉄道駅を中心としたバリアフリー化を進めている。
- ・ 本市内の33駅のうち、乗降客数が1日当たり11万人を超えるJR南浦和駅をはじめ、市内8駅でバリアフリー施設が未整備となっており、乗降客の利便性の向上、安全性の確保のため、より一層取組を強化していく必要がある。
- ・ 一方、駅のバリアフリー化は、市単独の取組だけではなく、鉄道事業者の協力も必要となってくることから、運輸分野における安全性の向上を図るためにも、国が鉄道事業者に対して指導を行うなど、駅のバリアフリー化に対する支援の強化に積極的に取り組むことを要望するものである。

2 地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率の引上げ等の支援の強化

- ・ バリアフリー施設未設置駅を所有する鉄道事業者の厳しい経営状況等を鑑みると、今後、バリアフリー化を促進していくためには、現状の鉄道事業者に対する支援を一層強化することが必要である。
- ・ 以上のことから、地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を現状の1/3から1/2に引き上げるなど、国の支援の強化に取り組むことを要望するものである。

【参考】

○ 市内33駅中、以下の8駅のバリアフリー設備が未整備となっている。

| 駅名 | 改札口の外側 | | 改札口の内側 |
|--------|--------|---|--------|
| | エレベーター | | エレベーター |
| 1 東大宮駅 | 東口 | × | ○ |
| | 西口 | ○ | |
| 2 北浦和駅 | 東口 | ○ | ○ |
| | 西口 | × | |
| 3 南浦和駅 | 東口 | × | × |
| | 西口 | × | |
| 4 指扇駅 | 南口 | | × |
| 5 岩槻駅 | 東口 | | × |
| 6 東宮原駅 | | | × |
| 7 今羽駅 | | | × |
| 8 吉野原駅 | | × | × |

地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

バリアフリー化

○バリアフリー化設備等整備事業（補助率：1/3 等）

・鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗継設備整備（段差の解消、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備、障害者対応型便所の設置 等）

・ノンステップバス、リフト付きバスの導入

・福祉タクシーの導入 等



エレベーター



ノンステップバス



福祉タクシー

利用環境の改善

○利用環境改善促進等事業（補助率：1/3 等）

・LRTシステム、BRTシステムの整備

・ICカードシステムの導入（その他ITシステム等の高度化）

・鉄道駅の生活支援機能施設の整備（子育て支援施設、医療施設） 等



低床式車両



連節ノンステップバス



ICカードシステム

地域鉄道の安全性の向上

○鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（補助率：1/3※）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する以下の設備整備等に支援を行う。

・レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル、車両 等

※一定の要件を満たす場合には1/2



レール



ATS



車両



落石等防止設備

11

○国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況

地域公共交通確保維持改善事業 372億円（平成25年度 333億円）

- ・ 制度改正等の状況

特になし

【担当：都市局都市計画部都市交通課長 吉沢 浩之 TEL048-829-1050】

6 市街地整備事業に対する支援

〔国土交通省〕

【提案・要望事項】

- 1 市街地整備事業に係る国庫補助金を確保すること
- 2 土地区画整理事業における土壤汚染対策費を補助対象とすること

【背景・理由】

- 1 国庫補助金の確保について
 - ・ 現在、本市では市街地再開発事業で3地区、土地区画整理事業で25地区が事業中であり、本市のまちづくりにおいて、重要な位置付けとなっている。
 - ・ これらの事業には、既に多くの補助金を導入し、事業を推進していることから、今後も着実な事業推進を図り、早期に事業を完了させることが、長期的な視点から事業費の削減につながるものである。
 - ・ 以上のことから、国においては市街地整備事業の推進に向け、平成26年度予算において、国庫補助金その他の必要な財源を確保し、財政支援を行うことを要望するものである。
- 2 土地区画整理事業における土壤汚染対策費について
 - ・ 土壤汚染対策法が平成22年に改正され、3,000㎡以上の土地を形質変更する際は、土地を形質変更する者が土壤汚染対策法及び条例に基づき事前の届出をすることが必要となった。
 - ・ 土壤汚染の恐れがあると判断された場合は、土地所有者が土壤調査を行い、土壤汚染が発見された場合は、土壤汚染対策に係る調査及び処理費用は、原因者又は土地所有者の負担とされている。
 - ・ 現在、原因者不明等の場合に、市街地再開発事業においては土壤汚染対策費に対する国庫補助が認められているが、同種の面的整備である土地区画整理事業においては認められておらず、事業推進のため施行者が費用負担せざるを得ない状況である。
 - ・ 以上のことから、土壤汚染対策費が国庫補助の対象とならないことは事業進捗に大きく影響するため、市街地再開発事業と同様の補助制度として早期に補助対象とすることを要望するものである。

【参考】

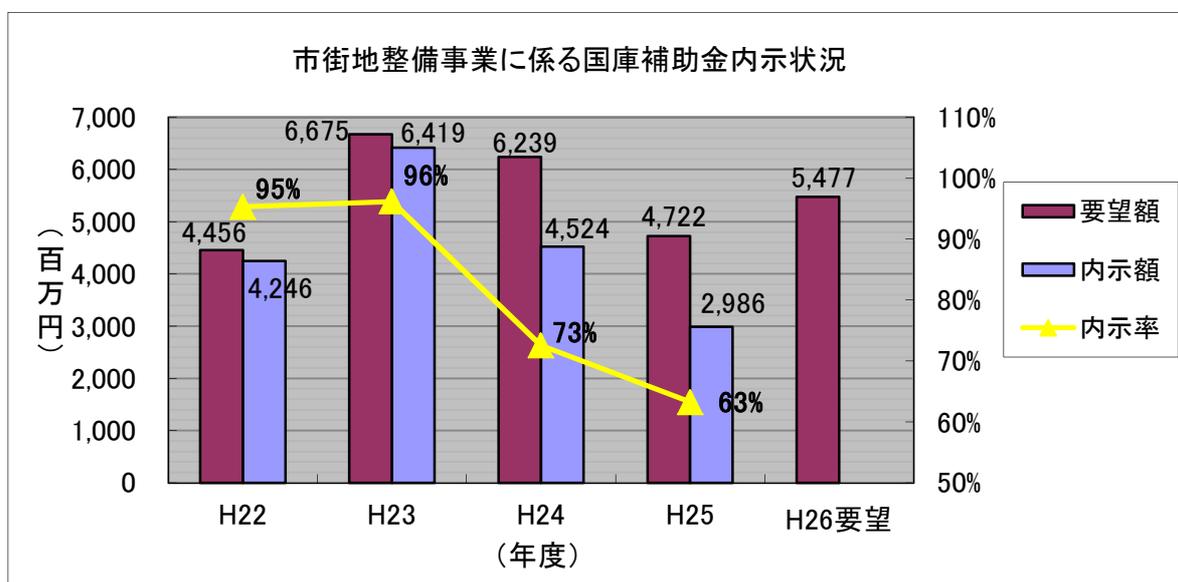
○ 本市の市街地整備事業の状況

(1) 市街地再開発事業 3地区 (2) 土地区画整理事業 25地区

○ 平成26年度国庫補助金及び交付金要望地区

(1) 市街地再開発事業 5地区 (2) 土地区画整理事業 18地区

- ・組合施行 4地区
- ・公共団体施行 6地区
- ・都市再生機構施行 1地区
- ・組合施行 10地区
- ・都市再生機構施行 2地区



※平成24年度については、緊急経済対策補正予算分約1,379百万円含む

○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 平成26年度概算要求状況
 - 社会資本総合整備 2,278,568百万円 (平成25年度 1,949,089百万円)
 - うち社会資本総合整備交付金 1,055,843百万円 (平成25年度 903,136百万円)
- ・ 制度改正等の状況
 - 特になし

[担当：都市局まちづくり推進部市街地整備課長 宮寺 昭彦 TEL048-829-1466]

2. 安心減災都市づくり

7 耐震化の促進による安心減災都市づくり

〔国土交通省・厚生労働省・文部科学省〕

【提案・要望事項】

- 1 市有建築物の耐震化に対する補助制度の拡充を行うとともに、所要額を確保すること
- 2 民間建築物の耐震化に対する補助制度について、対象建築物の規模及び構造要件を撤廃すること
- 3 高い公益性を持つ「公共施設に準ずる民間施設」に対する補助制度を拡充すること
- 4 基幹水道構造物の耐震化事業をはじめとする緊急時給水拠点確保等事業費補助率を1／3から引き上げること

【背景・理由】

- 1 市有建築物の耐震化に対する補助の拡充
 - ・ 本市では、「市有建築物耐震化実施計画」を策定し、平成27年度までに公共建築物の耐震化率100%達成を目指している。
 - ・ より強力に耐震化を促進するため、市有建築物の耐震化工事に対する補助制度の拡充と所要額の確保を要望するものである。
- 2 民間建築物の耐震化に対する補助の拡充
 - ・ 民間建築物の耐震化については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び同要綱附属編に基づき、耐震補強等助成事業を実施している。
 - ・ 学校施設、医療施設などの「住宅以外の建築物」については、延べ床面積、階数など規模や構造に関する一定の要件に満たない建築物は同交付金の補助対象に該当せず、民間建築物の耐震化の促進を損ねる要因となっている。
 - ・ 以上のことから、「住宅以外の建築物」の耐震補強工事及び建替え工事に対する補助の対象要件を撤廃するなど、補助制度の拡充を要望するものである。
- 3 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進
 - ・ 本市においても、病院等の医療施設、社会福祉施設、幼稚園・学校など、高い公益性を持った民間施設の耐震化の促進は、喫緊の課題である。
 - ・ 以上のことから、公共施設に準ずる施設の耐震化に対する補助制度の更なる

拡充について要望するものである。

4 水道施設の耐震化事業に係る補助制度の拡充

- ・ 本市では、「さいたま市水道事業中期経営計画」に災害対策を位置付け、水道の基幹施設である浄・配水場、水道管などの耐震化等を進めているが、災害対策に要する事業費は莫大であり、水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きい。
- ・ 以上のことから、基幹水道構造物の耐震化事業をはじめとする緊急時給水拠点確保等事業費の補助率（現行1／3）を引き上げることを要望するものである。

【参考】

- 本市市有建築物の未耐震棟数（平成25年9月30日現在） 51棟

- 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の状況

（耐震改修促進法第6条第1号特定建築物）

平成23年度時点

| 用途番号 | 用途 | 平成23 全棟数 a | 昭和56年以前棟数 | | | 昭和57 年以降 棟数 e | 耐震化率 (%) 1-b/a |
|------|---------|------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|
| | | | 耐震性が不十分 あるいは不明な 建築物棟数 b | 耐震診断の 結果OK 棟数 c | 耐震改 修実施 棟数 d | | |
| 1 | 学校 | 178 | 52 | 3 | 3 | 120 | 70.8% |
| 2 | 病院・診療所 | 71 | 19 | 1 | 2 | 49 | 73.2% |
| 3 | 劇場・集会場等 | 16 | 2 | | | 14 | 87.5% |
| 4 | 店舗 | 272 | 83 | 3 | | 186 | 69.5% |
| 5 | ホテル・旅館等 | 75 | 7 | | | 68 | 90.7% |
| 6 | 賃貸住宅等 | 1432 | 178 | 4 | | 1250 | 87.6% |
| 7 | 社会福祉施設等 | 318 | 51 | 1 | 1 | 265 | 84.0% |
| 10 | その他 | 633 | 185 | 8 | | 438 | 70.5% |
| | 計 | 2,995 | 579 | 20 | 6 | 2390 | 80.7% |

- 本市水道施設の耐震化率（平成25年3月31日現在）

管路40.1% 浄水施設37.2% 配水池58.0%

- 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求状況

社会資本整備総合交付金 2,159,531百万円（平成25年度1,846,309百万円）

防災・安全交付金 2,518,873百万円（平成25年度2,154,484百万円）

ライフライン機能強化等事業費 10,531百万円（平成25年度 7,269,百万円）

- ・ 制度改正等の状況 特になし

担当1：建設局建築部建築総務課長 大貫 一博 TEL048-829-1535
 担当2：建設局建築部保全管理課長 三村 裕一 TEL048-829-1506
 担当3：水道局業務部水道総務課長 大畑 裕男 TEL048-714-3066
 担当4：水道局給水部水道計画課長 川島 康弘 TEL048-714-3096

3. 教育文化都市の実現

8 義務教育施設等の整備・改修の促進

[文部科学省]

【提案・要望事項】

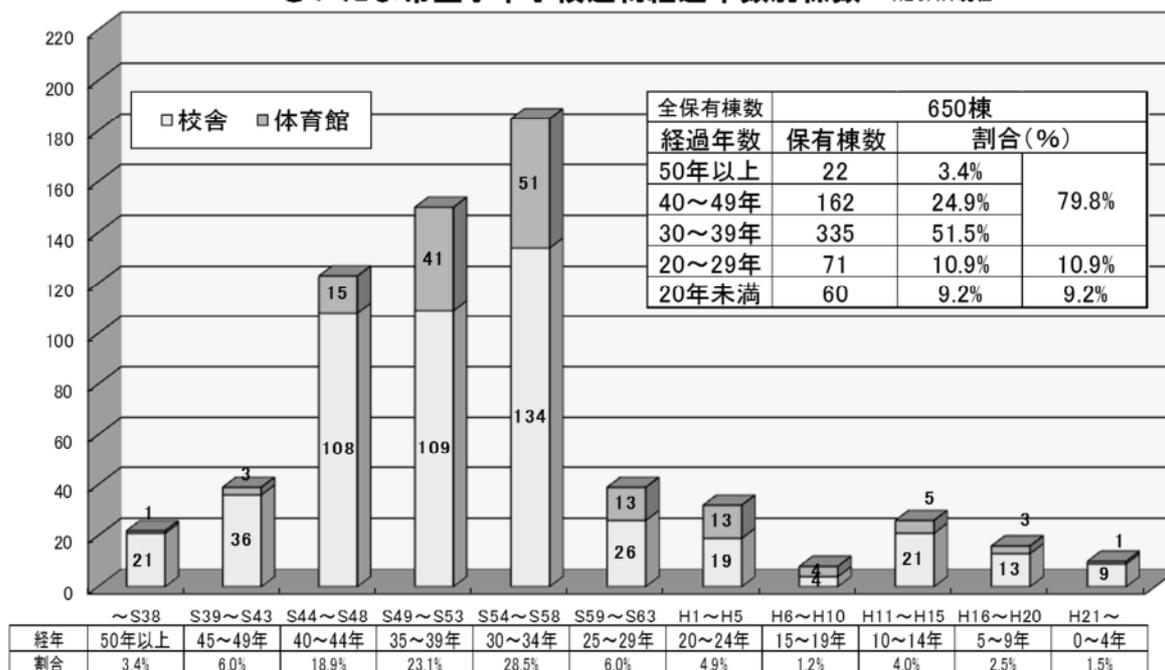
- 1 義務教育施設等の大規模改造及び増改築等を計画的かつ円滑に行えるよう、必要な予算総額を確保すること
- 2 学校施設における非構造部材の耐震化事業に係る必要な財政措置を今後も継続すること

【背景・理由】

- 1 大規模改造及び増改築等のために必要な予算総額の確保
 - ・ 本市においては、小中学校における全保有棟数校舎・体育館650棟のうち、昭和48年以前に建築され、築40年以上経過した校舎・体育館が184棟（28.3%）を占めており、これら老朽化した学校施設の改修等の需要が増大している。
 - ・ しかし、学校施設の大規模改造及び増改築等の整備については、**多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難**であり、国庫負担等の支援を欠くことができない。
 - ・ 平成25年度の国の予算においては、当初予算と平成24年度予備費及び平成24年度第1次補正予算分を合わせることで、各地方公共団体が計画する事業量に必要な予算が確保されているが、**計画的な事業の実施のため、引き続き必要な財源等の確保が重要な課題**である。
 - ・ 以上のことから、国においては、**地方公共団体が計画している事業量、事業内容に見合う予算を確保することを要望**するものである。
- 2 非構造部材耐震化事業への財政措置
 - ・ 学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っている。
 - ・ 東日本大震災の被災状況からも改めて重要性が認識された**非構造部材の耐震化事業**について、今後とも**必要な財政措置を継続するよう要望**するものである。

【参考】

さいたま市立小中学校建物経過年数別棟数 H25.4.1現在



○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

・ 概算要求状況

公立学校施設整備費負担金 55,536百万円（平成25年度 60,532百万円）

学校施設環境改善交付金 224,528百万円（平成25年度 241,103百万円）

・ 制度改正等の状況

特別支援学校の教室不足解消のための補助制度の創設及び少人数教育の推進に対応するための施設整備に係る補助制度の創設

9 少人数学級の推進

[文部科学省]

【提案・要望事項】

学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること

【背景・理由】

- ・ 本市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでいる。
- ・ また、独自の少人数指導等支援員などの施策を充実させ、少人数学級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。
- ・ 現在、国の平成26年度予算の概算要求において、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略（平成26年度～平成32年度）として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げている。
- ・ 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、**教職員定数の改善が不可欠**である。
- ・ 以上のことから、国が示した少人数教育の推進を含む教職員定数の改善について、**所要額の全額を確保し、学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ることを要望するものである。**

【参考】

○ 1学級当たりの児童生徒数（通常学級）

| | さいたま市 | 日 本 | OECD平均 |
|-----|-------|-------|--------|
| 小学校 | 32.5人 | 27.9人 | 21.3人 |
| 中学校 | 36.3人 | 32.8人 | 23.3人 |

OECD「図表で見る教育（2012年版）」

さいたま市の数値は平成25年度

○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況
教職員定数の改善（3,800人） 82億円（平成25年度（1,400人）29億円）
- ・ 制度改正等の状況
特になし

10 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し

[文部科学省]

【提案・要望事項】

公立高等学校授業料不徴収は、国の施策として実施することから、その費用について、地方に負担を転嫁することなく国が全額負担すること

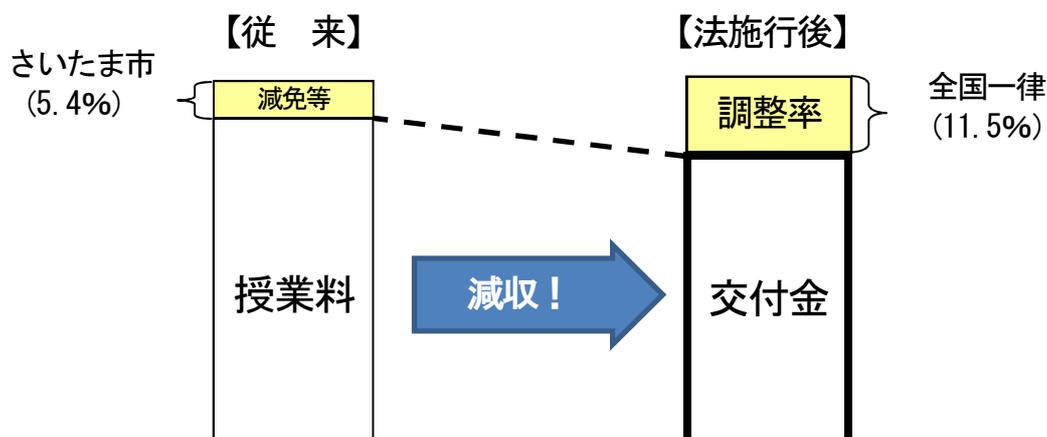
なお、所得制限が設けられる場合は、所得の確認に係る事務の準備期間を十分に確保した上で、当該事務に係る費用について、国が全額負担すること

【背景・理由】

- ・ 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の施行によって、公立高等学校の授業料は無償となり、授業料収入相当額が国費により交付金として負担されることとなった。
- ・ 交付金の算定には、減免率等を参考とした全国一律の調整率11.5%が設けられているが、法施行前の本市の減免率が5.4%であったことから、本市に交付される交付金は、法施行前の授業料徴収額から減収となっている。
- ・ 公立高等学校の授業料不徴収は、国の施策として実施することを踏まえ、その費用について地方に負担を転嫁することなく、全額国が負担するべきである。
- ・ また、所得制限が設けられる場合は、世帯所得の審査とそれによって発生する事務職員の人件費や授業料徴収システムの変更費用等の必要経費が新たに発生する。
- ・ 平成26年度文部科学省の概算要求においては、高校授業料の無償化の見直しに関して事項要求とされており、制度の見直しによって発生する事務関係経費の予算が計上されていない。
- ・ 以上のことから、公立高等学校授業料不徴収は国が全額負担すること、所得制限が設けられる場合は、所得の確認に係る事務の準備期間を十分に確保した上で、当該事務に係る費用について、国が全額負担することを要望するものである。

【参考】

- 本市に交付される交付金は、法施行前の授業料徴収額から減収



○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況

高校授業料の無償化の見直し 事項要求（平成25年度 395,016百万円）

※ただし、制度の見直しによって発生する事務関係経費の予算が計上されていない。

- ・ 制度改正等の状況

低所得者世帯への支援の充実や、公私間格差の是正等を図るため、所得制限を導入し、奨学金のための給付金制度を創設するなど、授業料の無償化制度の見直しを検討中。

また、所得制限は、平成26年度に入学した者からの適用を予定しているため、在学生については、引き続き現行の交付金制度が維持される見込み。

4. 環境未来都市の実現

1 1 低炭素型パーソナルモビリティの普及促進に向けた 新しい社会システムの構築

[国土交通省・環境省・経済産業省・警察庁]

【要望事項】

- 1 超小型モビリティを対象とした新たな車両区分及び安全基準を創設すること
- 2 新しい低炭素型パーソナルモビリティを活用することができるよう法整備を行うこと

【背景・理由】

- 1 新たな車両区分及び安全基準の創設
 - ・ 本市では国内初となる「新たなモビリティの開発×まちづくりの連携」をコンセプトとして、都市部の慢性的な道路混雑の解消、それに伴う二酸化炭素排出量の削減、高齢者や子育て世代などに対する移動支援、交通不便地区の解消などの都市の課題解決に取り組んでいる。
 - ・ こうした課題の解決には、超小型モビリティをはじめとした「低炭素型パーソナルモビリティ」を活用して「誰もが手軽に・いつでも便利に」利用できる交通システムを新たな社会システムとして構築し、既存の公共交通の利便性を向上させ、公共交通の利用促進につなげていく必要がある。
 - ・ 一方、国土交通省では、画期的な規制改革の取組として超小型モビリティの公道走行を可能にする認定制度を創設しており、本市でも当制度を活用して実証実験を進めている。
 - ・ 現行の道路運送法による車両区分では、第1種原動機付自転車は、乗捨て可能で、衝突基準もなく、車検も不要だが、乗車定員は1人となっている。また、軽自動車及び普通自動車は、乗車定員が2人以上であるが、乗捨ては不可で、衝突基準や車検を要する。したがって、現行の車両区分や安全基準では、従来にない全く新たなカテゴリーの乗り物として、多様なコンセプトを持つ超小型モビリティのメリットを最大限に活かすきれない状況にある。
 - ・ 以上のことから、各地での実証実験を踏まえつつ、社会への実装に向け、乗捨てが可能で利便性に優れ、軽自動車よりも製作費や維持費が安価となり、超小型モビリティのメリットを最大限に活かすことができる「新たな車両区分及び安全基準」の創設を要望するものである。

2. 低炭素型パーソナルモビリティを活用するための法整備

- ・ 本市では、これからの社会に必要と考えられる地域の高齢者や子育て世代に適した移動手段として、超小型モビリティを用いた実証実験、新たな低炭素型パーソナルモビリティの創出に向けたフル電動自転車の安全性や利便性の検証、さらにはインフラ整備の必要性など、**地域の産学官連携**によりハード面の活用の可能性を検証している。
- ・ しかし、新たな低炭素型パーソナルモビリティとして**フル電動自転車**を社会へ実装していくためには、車両区分や安全基準を明確にすること、子育て世代の2人乗りを認めることなど、車両の安全性と利便性を高めていくことが必要である。
- ・ 以上のことから、高齢者や子育て世代に適した移動手段として、**フル電動自転車などの新しい低炭素型パーソナルモビリティ**を活用することができるよう**法整備を行うことを要望する**ものである。

【参考】

○ 平成25年6月28日、超小型モビリティ導入促進事業認定（国土交通省）

さいたま市、株式会社本田技術研究所、本田技研工業株式会社の3者で、「さいたま市小型電動モビリティ利活用推進協議会」を設置し3か年による実証実験を進めている。

○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況

超小型モビリティの導入促進 4億円（平成25年度 2.07億円）

公共交通の充実（新たな制度的枠組みの構築等）

388億円（平成25年度 1.14億円）

- ・ 制度改正等の状況

平成25年1月 超小型モビリティ認定制度策定

担当1：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 土屋 愛自 TEL048-829-1329

担当2：経済局経済部産業展開推進課長 染井 洋二 TEL048-829-1371

5. 健幸都市づくり

12 待機児童解消に向けた取組支援

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 保育所の待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を実施しようとする地方自治体が活用できる十分な財源を確保すること
- 2 全児童への放課後児童クラブの対象拡大に向け、施設整備費及び運営費に対する補助を拡充すること

【背景・理由】

1 保育所の待機児童の解消

- ・ 本市における平成25年4月1日時点での保育所待機児童数は117名と依然解消に至っていない状況であり、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。
- ・ しかしながら、自治体独自に進める解消策では、認可保育所の施設整備、地方単独施策による保育施設（いわゆる認可外保育所）への運営助成など莫大な予算規模となり、財政を圧迫している。
- ・ 平成26年度予算の概算要求において、待機児童解消加速化プランに係る要求が行われているが、認可保育所の施設整備をはじめとする様々な待機児童解消策の推進に伴う本市の財政負担の更なる増大が予想されるため、国において十分な財源を確保することを要望するものである。

2 放課後児童クラブの待機児童の解消

- ・ 本市では、平成25年4月1日現在、公設クラブ74か所、民設クラブ108か所が整備され、約7,700人の児童が入室しているが、待機児童数（公設クラブの入室待ち児童数）は428人となっており、前年同時期に比べ71人の増加となり、深刻な状況となっている。
- ・ そこで、民設クラブの支援強化を掲げ、平成24年度から民設クラブへの委託料や家賃補助の拡充を行い、また、余裕教室等の公共施設を活用した放課後児童クラブの整備を促進することとしている。
- ・ 一方で、平成27年4月から、放課後児童健全育成事業の対象が「おおむね10歳未満の児童」から「全児童」に拡大されるため、本市においても待機児童数の更なる増大が懸念される。本市内の民設クラブは、現在も小学6年生までの受入れを行っているが、民設クラブの経営状態から、新規開設や規模拡大が難

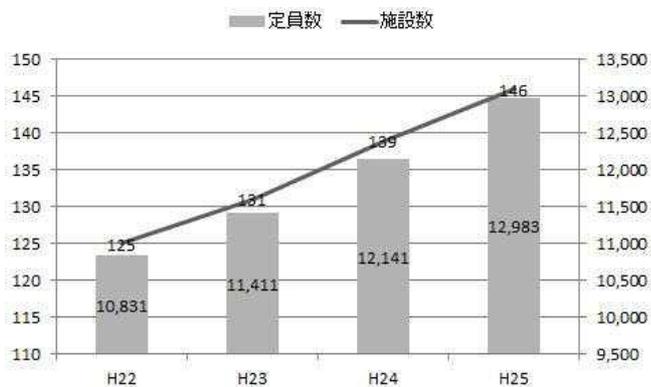
しい状況となっている。

- ・ 以上のことから、平成27年4月からの対象拡大に向け、早急に民設をはじめとする放課後児童クラブの整備を促進するため、国の平成26年度予算において、施設整備費及び運営費に対する補助を拡充することを要望するものである。

【参考】

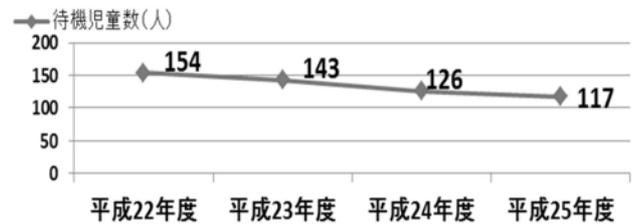
○ 認可保育所整備状況

(各年度4月1日現在)

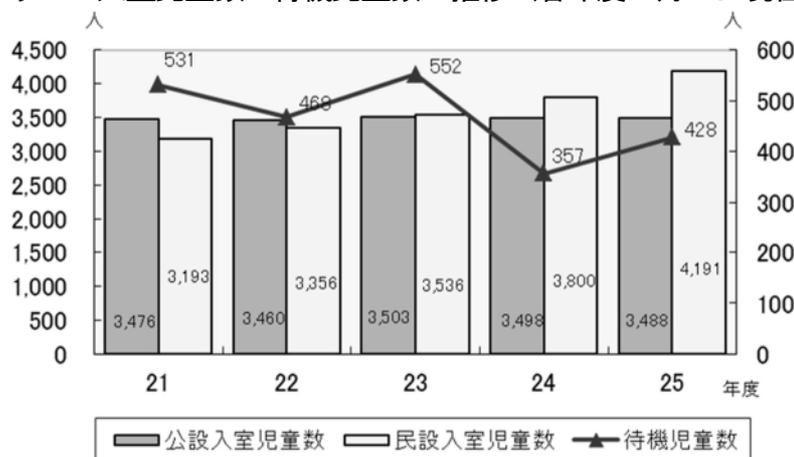


○ 保育所入所待機児童数の推移

(各年度4月1日現在)



○ 放課後児童クラブの入室児童数・待機児童数の推移 (各年度4月1日現在)



○ 国における平成26年度予算の概算要求等状況

- ・ 概算要求状況

待機児童解消策の推進など保育の充実

4,936億9,400万円 (平成25年度 4,611億4,200万円)

放課後児童対策の充実

326億3,200万円 (平成25年度 315億7,600万円)

- ・ 制度改正等の状況 特になし

担当1:子ども未来局保育部幼児政策課長

臼倉 秀輝 TEL048-829-1887

担当2:子ども未来局子ども育成部青少年育成課長

作田 克江 TEL048-829-1713

13 困難を有する子ども・若者に対する支援

〔内閣府・厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 困難を有する子ども・若者の総合的な自立支援施策を展開する施設（居場所）整備について、国の支援を強化すること
- 2 児童養護施設、一時保護所などを小規模化するための施設整備費について、補助限度額や交付基礎点数の更なる引上げなど財政措置を講じ、又は拡充すること

【背景・理由】

- ・ 児童虐待などによる社会的養護を必要とする児童の増加、子ども・若者を巡る環境の悪化によるニート、ひきこもり、不登校の増加など、子ども・若者を取り巻く問題はますます深刻な状況となっている。
- ・ 本市では、このような社会的課題の解決に向けた取組として、児童相談所や保健所の職員を増員するとともに、平成29年度の開設に向けて（仮称）さいたま市子ども総合センターの整備を進めている。
- ・ また、社会的養護を必要とする児童に対して、一時保護所の定数増や小規模化（ユニット化）の計画策定、困難を有する子ども・若者の支援ネットワークの構築、日常生活支援や社会生活支援等の総合支援プログラムを提供・支援する居場所の整備など、さまざまな施策に取り組んでいる。
- ・ 一方、国は、児童養護施設などをできる限り小規模で家庭的な養育環境に転換すること等を推進しているものの、次世代育成支援対策施設整備交付金の補助率は総事業費の1/2を上限としており、交付金の基礎点数の単価が依然として低い状況である。
- ・ このため、施設設置者の財政負担が大きく、小規模化に向けた施設整備が困難となっており、一時保護所のユニット化がそもそも補助対象とされていないなど、社会的養護を必要とする児童へのケア強化に対する支援が不十分である。
- ・ 以上のことから、地方がその実情にあわせて既に実施している事業について国の支援を強化すること、児童養護施設、一時保護所などを小規模化するための施設整備費について、補助限度額や交付基礎点数の更なる引上げを行うなど財政措置を講じ、又は拡充することを要望するものである。

【参考】

○ 困難を有する子ども・若者の現状（平成 22 年度）

| 項 目 | 全 国 | さいたま市 |
|-------|-----------|-------------|
| ひきこもり | 696,000 人 | 7,000 人（推計） |
| 若年無業者 | 817,800 人 | 8,200 人（推計） |

○ 児童相談所における児童虐待相談受付の推移

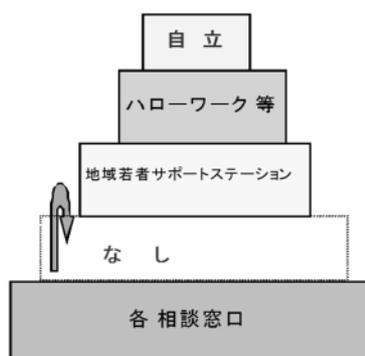
| | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| さいたま市 | 251 | 241 | 322 | 389 | 520 |
| 全 国 | 26,569 | 33,408 | 34,472 | 37,723 | 40,639 |
| 埼 玉 県 （本市分除く） | 1,563 | 1,920 | 1,813 | 1,898 | 1,905 |
| | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
| さいたま市 | 541 | 547 | 640 | 997 | 1,067 |
| 全 国 | 42,662 | 44,211 | 55,152 | 59,919 | 66,807 |
| 埼 玉 県 （本市分除く） | 2,116 | 2,118 | 2,809 | 3,507 | 3,702 |

※平成 22 年度の全国の件数は、東日本大震災の影響により、被災地 3 自治体を含んでいない

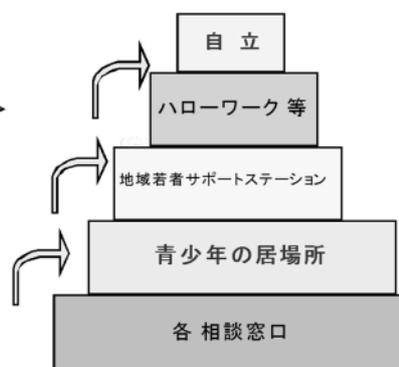
○ 青少年の居場所のイメージ

【現状】

例) 就労



【居場所設置後】



○ 国における平成 26 年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況

社会的養護の充実（施設における家庭的養護の推進）

987 億 2,500 万円（平成 25 年度 967 億 4,100 万円）

- ・ 制度改正等の状況 特になし

担当 1：子ども未来局子ども育成部青少年育成課長 作田 克江 TEL048-829-1716

担当 2：子ども未来局子ども育成部子育て支援課長 利根川 和弘 TEL048-829-1268

担当 3：子ども未来局子ども育成部児童相談所長 菅野 博 TEL048-840-6107

1 4 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進

[厚生労働省]

【提案・要望事項】

- 1 埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、本市の中核病院として地域医療に欠かすことのできない医療機関であり、独立行政法人地域医療機能推進機構において引き続き公的病院として着実に運営すること
- 2 社会保険大宮総合病院については、耐震整備に速やかに着手できるようにすること

【背景・理由】

1 社会保険病院の着実な運営

- ・ 社会保険病院は、法改正に伴い、平成26年4月1日から独立行政法人地域医療機能推進機構が原則として運営することとなった。
- ・ しかし、いまだ本市所在の社会保険病院の今後の運営方針が明確になっていない。
- ・ 埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、救急告示病院として本市の地域医療に欠かすことのできない医療機関であるため、引き続き公的病院として独立行政法人地域医療機能推進機構において着実に運営されるよう改めて強く要望するものである。

2 社会保険大宮総合病院の耐震整備

- ・ 社会保険大宮総合病院については、昭和27年築（昭和49年改修）と老朽化が著しく、耐震改修促進法の期限である平成27年度末に向けて、耐震化も喫緊の課題となっている。
- ・ 本年5月、社会保険大宮総合病院の耐震整備に向けて、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から、現病院所在地と市有地との土地交換の申出があったところであるが、工事の着手・完了までには一定の期間を要することが考えられることから、国においては、速やかに耐震整備が進むよう、特段の配慮を要望するものである。

【参考】

○ さいたま市の中核病院

| 医療機関名 | さいたま市立病院 | さいたま市民医療センター | 自治医科大学附属さいたま医療センター | 埼玉社会保険病院 | 社会保険大宮総合病院 | さいたま赤十字病院 |
|-------|--|--|--|---|--|--|
| 病床数 | 567床 | 340床 | 608床 | 439床 | 163床 | 605床 |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センター ・病院群輪番制参加病院 ・地域がん診療連携拠点病院(国) ・災害拠点病院 ・小児科二次救急医療実施病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院 ・病院群輪番制参加病院 ・小児科二次救急医療実施病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センター ・病院群輪番制参加病院 ・災害拠点病院 ・小児科二次救急医療実施病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制参加病院 ・埼玉県がん診療指定病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急(休日急患診療)実施病院 ・小児科初期救急医療実施病院 ・病院群輪番制参加病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療実施病院 ・地域周産期母子医療センター ・地域がん診療連携拠点病院(国) ・小児科二次救急医療実施病院 ・災害拠点病院 |



[担当：保健福祉局保健部地域医療課長 海老名 英治 TEL048-829-1295]

6. 観光

1 5 訪日観光客の誘致政策及び世界盆栽大会の開催に対する支援

〔観光庁・経済産業省・中小企業庁・農林水産省〕

【提案・要望事項】

- 1 外国からの訪日観光客の誘致政策に対する支援を拡充すること
- 2 世界盆栽大会開催に当たって支援すること

【背景・理由】

1 訪日観光客の誘致への支援

- ・ 平成24年3月に閣議決定した観光立国推進基本計画では、観光の裾野の拡大、観光の質の向上を目指す、とされている。
- ・ しかし、一昨年発生した東日本大震災の影響により訪日外国人観光客は大きく落ち込み、震災から2年半余りが経過した現在では相当程度回復しつつあるものの、更に対策を強化する必要がある。
- ・ 以上のことから、訪日外国人観光客の誘致に対し、国が支援することを要望するものである。

2 世界盆栽大会開催への支援

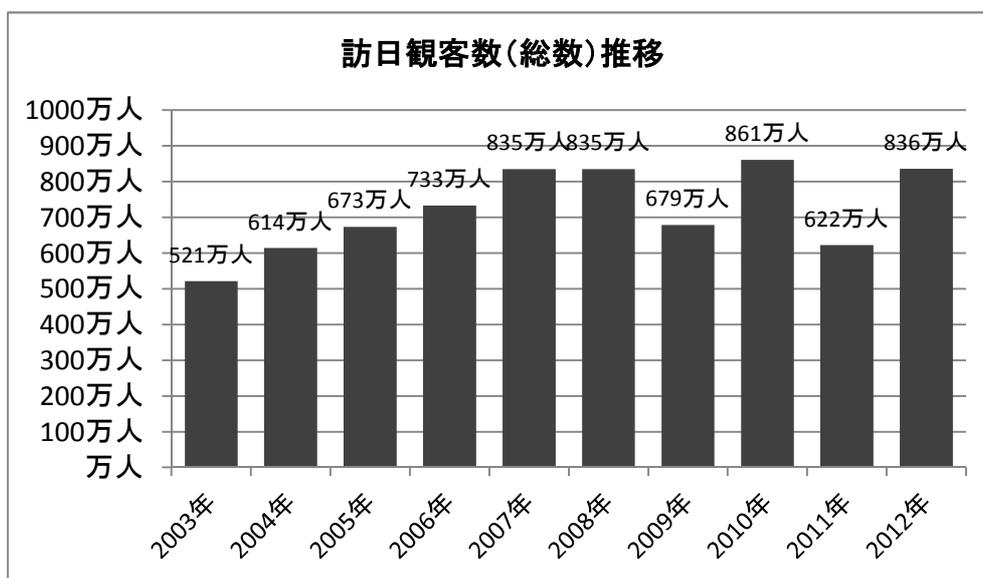
- ・ 本市には、海外、特に欧州で高い人気を誇る盆栽の聖地「大宮盆栽村」があり、伝統的な高い技術力を継承している。また、隣接する大宮公園、武蔵一宮氷川神社を含めた一帯は、和の文化と自然が調和した貴重な観光資源となっている。
- ・ さらに、本市では、世界唯一の公立盆栽美術館である「さいたま市大宮盆栽美術館」を開設し、民間団体が行う海外へのプロモーション活動、大宮盆栽村への訪日観光ツアー開発など海外展開事業に対し積極的に支援している。
- ・ また、平成24年度より中小企業庁に採択された「JAPANブランド育成支援事業」のブランド確立支援事業としても、大宮盆栽を世界的なブランドとすべく推進を図っているところである。
- ・ 本年9月には「2017年 第8回世界盆栽大会」の本市開催が決定し、今後これを機会と捉え、大宮盆栽とともに外国人観光客の誘致に一層の取組が必要と考えている。
- ・ 以上のことから、世界に向けた効果的な情報発信、ブランドイメージの促進

等に関し、国においても強力な支援を要望するものである。

【参考】

○ 第8回世界盆栽大会の概要

- ・ 日程 平成29年（2017年）
- ・ 会場 大宮ソニックシティ 外
- ・ 内容 盆栽剪定デモンストレーション、盆栽講座、名品盆栽の展示会、盆栽即売会、大宮盆栽美術館及び産地見学ツアー など
- ・ 入込観光客数 延べ7万人（国内観光客を含んだ見込数）



○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況

訪日外国人旅行客数拡大に向けたインバウンド政策の推進

9,598百万円（平成25年度 8,208百万円）

観光地域づくり支援 1,051百万円（平成25年度 545百万円）

小規模事業者等 JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業

29.0億円（新規・特別枠）

- ・ 制度改正等の状況

特になし

[担当 : 経済局観光政策部観光政策課長 石原 光親 TEL048-829-1365]

16 国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援

[文部科学省・観光庁・経済産業省]

【提案・要望事項】

国際自転車競技大会「さいたまクリテリウム by ツールドフランス」の継続開催に向けた支援をすること

【背景・理由】

- ・ 本市では、平成23年10月に、日本初となるスポーツ大会・イベントに特化した誘致組織である「さいたまスポーツコミッション」を設立し、スポーツツーリズムに関する先進的な施策を展開している。
- ・ 今般、さいたまスポーツコミッションが誘致に成功し、本年10月に開催されたツールドフランスの名を冠した世界初の大会「さいたまクリテリウム by ツールドフランス」は、自治体におけるスポーツツーリズムの先導的事業といえる。
- ・ 今大会では、フランスの本大会で総合優勝したクリストファー・フルーム選手をはじめ、世界や日本のトップ選手ら56人が競い合い、初開催にも関わらず、国内外から約22万人の観客が集まった。
- ・ 大会の開催実現により、全世界に向けて「SAITAMA」を発信することができたとともに、ツールドフランスという世界最高峰の大会が持つ魅力に対し、世界はもとより、本市市民をはじめとする国内における評価の高まりを感じる場所である。
- ・ 本市としては、国策であるビジットジャパンの訪日外国人観光客の拡大につなげ、今後のスポーツコミッション事業及びスポーツツーリズムを推進するため、この大会を継続的に開催することが大きな意味を持つものと考えている。
- ・ 以上のことから、国においても、さいたまクリテリウム by ツールドフランスが今後他の地域に変更されることなく、本市において継続的に開催できるよう、円滑な大会運営を行うための補助金の適用その他の財政措置、関係団体への働きかけ等の積極的な支援を要望するものである。

【参考】

○ 開催概要

開催日 平成25年10月26日(土)

会場 さいたま新都心駅付近

レース ポイントレース(2.7km×8周)2回
クリテリウムメインレース(2.7km×20周)

※ その他サイドイベントとして、家族で楽しむ「サイクルフェスタ」、
食を楽しむ「さいたまるしえ」を開催

○ さいたまクリテリウム by ツールドフランス・ロゴ



○ さいたまクリテリウム by ツールドフランス・キャッチフレーズ

「ツールの感動を”さいたま”で」

7. 地方税財政

17 平成26年度税制改正における代替税財源の確保等

〔総務省〕

【要望事項】

- 1 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに際しては、両税に係る交付金・譲与税の代替税財源を必ず確保すること
- 2 償却資産に対する固定資産税については、現行制度を堅持すること
- 3 法人税の引下げを行う場合は、地方の減収が生じることのないよう、必要な代替税財源を確保すること

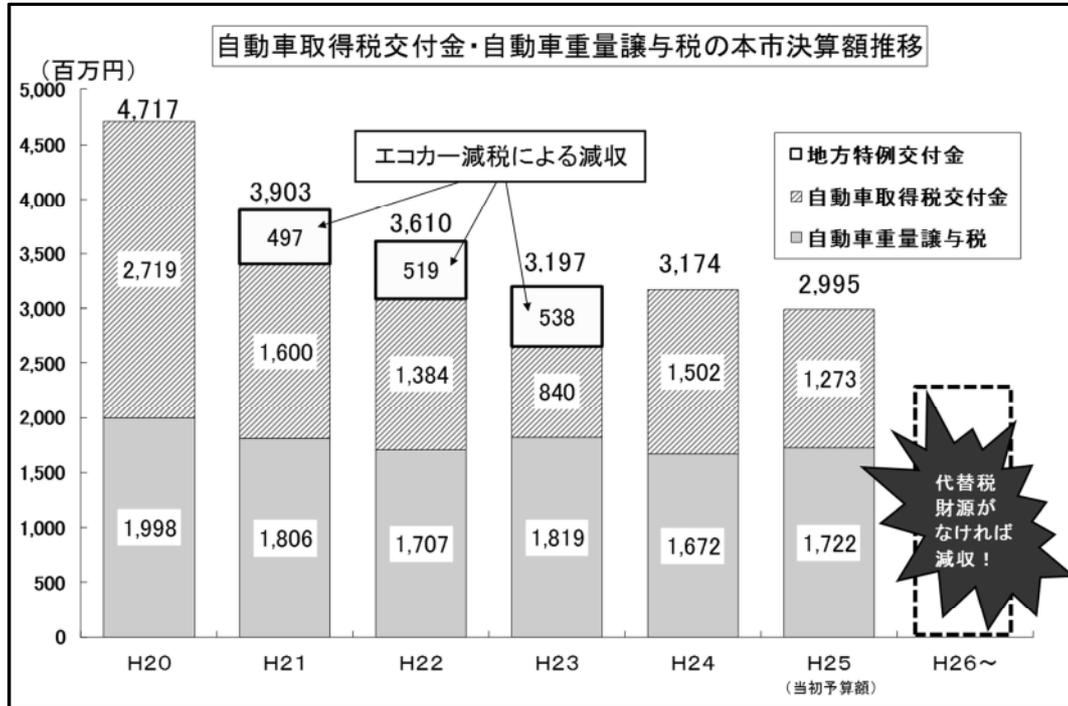
【背景・理由】

- 1 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに伴う代替税財源の確保
 - ・ 自動車取得税（道府県税）及び自動車重量税（国税）は、その一定額が市町村へ交付・譲与されており、市町村の貴重な安定財源となっている。
 - ・ 現時点での税制改正議論においては、自動車取得税は、エコカー減税の拡充などを経て、消費税率10パーセントの段階で廃止とされている。また、自動車重量税は、燃費性能等に応じた軽減措置等を講じ、環境性能に応じた課税を今後検討することとされている。仮に自動車取得税が廃止された場合、本市では年間約13億円の減収となる。
 - ・ 以上のことから、自動車取得税及び自動車重量税の見直しに際しては、**交付金・譲与税の代替税財源を必ず確保することを要望するものである。**
- 2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持
 - ・ 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策のため、新規に取得された機械・装置等に対する時限的な非課税措置が議論されている。仮に3年の間に取得した「機械及び装置」に対し、5年間の非課税措置を講じた場合、本市では約46億円の減収となる。
 - ・ 固定資産税は、市町村の重要な基幹税であるため、**制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく、現行制度の堅持を要望するものである。**
- 3 法人税の引下げに伴う必要な代替税財源の確保
 - ・ 法人税は、その一定割合（34パーセント）が地方交付税の原資であり、法人住民税法人税割の課税標準でもある。
 - ・ 国の経済対策として法人税の引下げを行う場合は、地方財政に影響がないよ

う、国の責任において必要な代替税財源を確保することを要望するものである。

【参考】

1 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに伴う代替税財源の確保



<平成25年度 予算額 (地財ベース) (億円) >

| 自動車取得税 (同交付金) | 自動車重量税 (同譲与税) | 合計 (市町村分) |
|---------------|---------------|---------------|
| 1,900 (1,307) | 6,509 (2,696) | 8,409 (4,003) |

※ 自動車取得税交付金は、指定都市管理の国県道分について加算あり

2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

<本市 固定資産税 (償却資産) 決算額 (億円) >

| H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25予算 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 95 | 95 | 93 | 90 | 89 | 87 | 86 |

3 法人税の引下げに伴う必要な代替税財源の確保

<本市 法人市民税法人税割 決算額 (億円) >

| H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25予算 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 205 | 208 | 154 | 187 | 182 | 194 | 173 |

○民間投資活性化等のための税制改正大綱 (平成25年10月1日与党決定)

自動車取得税及び自動車重量税については「地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う」とされた。固定資産税の償却資産課税に係る税制措置については「幅広い観点から、引き続き検討する」とされた。また、法人実効税率の在り方については「今後、速やかに検討を開始することとする」とされた。

[担当 : 財政局税務部税制課長 篠葉 幸一 TEL048-829-1157]

18 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

[総務省]

【提案・要望事項】

- 1 地方交付税については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な総額を確保すること
- 2 地方交付税制度を国の政策目的を達成するための手段として用いることは二度と行わないこと
- 3 地方交付税原資の不足額は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に従い、法定率の引上げにより対応し、臨時的制度として導入した臨時財政対策債については、速やかに廃止すること

【背景・理由】

1 地方交付税必要額の確保

- ・ 地方交付税については、これまで地方が取り組んできた地域経済基盤強化・雇用等対策に伴い、国において措置されている歳出特別枠や別枠加算を維持するとともに、社会保障と税の一体改革に伴う影響を含めて地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保することを要望するものである。

2 地方交付税制度の適正な運用

- ・ 平成25年度においては、地方公務員の給与削減を前提に地方交付税の削減が行われたが、地方交付税は地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための手段として用いることは極めて不適切であり、二度と行うべきではない。
- ・ 地方交付税制度には本来求められている財源調整機能、財源保障機能の役割を果たすことを要望するものである。

3 臨時財政対策債の廃止と地方交付税原資不足への対応

- ・ 平成13年度から導入された臨時財政対策債は、地方の財源不足を補てんするため地方財政法の特例として発行されている臨時的かつ特例的な地方債であり、当初は3年間の臨時的な措置のはずであったが4度の延長で長期化してい

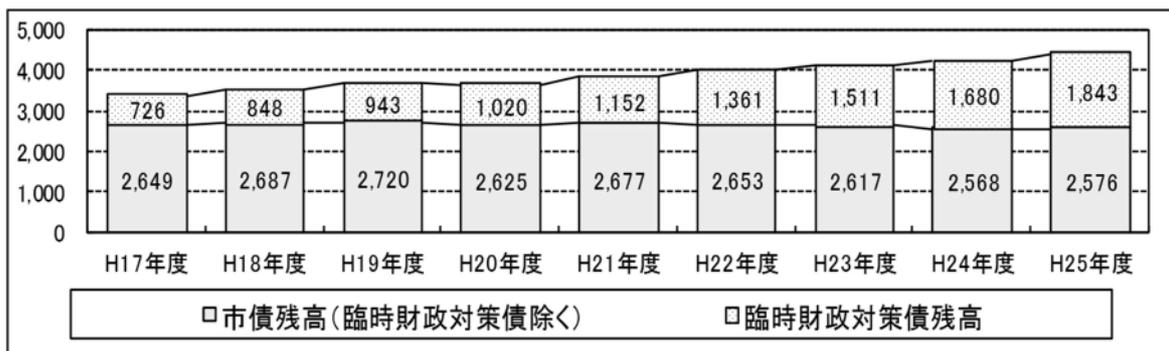
る。

- ・ 他方で、臨時財政対策債は、その元利償還金が基準財政需要額に算入されるものの、臨時財政対策債の償還を臨時財政対策債で対応している現状から、**年々、地方の臨時財政対策債の残高が増加し続けており、**このような借金を前提とした財政運営を余儀なくされている状況について市民の間でも不安感が募っている。
- ・ 以上のことから、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、**地方交付税法の趣旨に則り地方交付税の法定率引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止することを要望するものである。**

【参考】

○ 臨時財政対策債市債残高の推移（さいたま市）

（単位：億円）



○ 国における平成26年度予算の概算要求等の状況

- ・ 概算要求の状況
地方交付税 16兆7,542億円（平成25年度 17兆624億円）
※交付税率の引上げについて、事項要求とされている。
- ・ 制度改正等の状況
特になし

[担当 : 財政局財政部参事兼財政課長 原 修 TEL048-829-1150]

19 社会保障・税番号制度の導入

[内閣官房・総務省]

【提案・要望事項】

- 1 制度の円滑な導入を図るとともに、事務手続の混乱を避けるため、住民基本台帳に登録されている全国民及び外国人に対し、早期かつ丁寧な制度の周知を図ること
- 2 既にコンビニ交付を実施している市町村に対しては、再度のシステム改修等に必要な経費についても確実な財政措置を行うこと

【背景・理由】

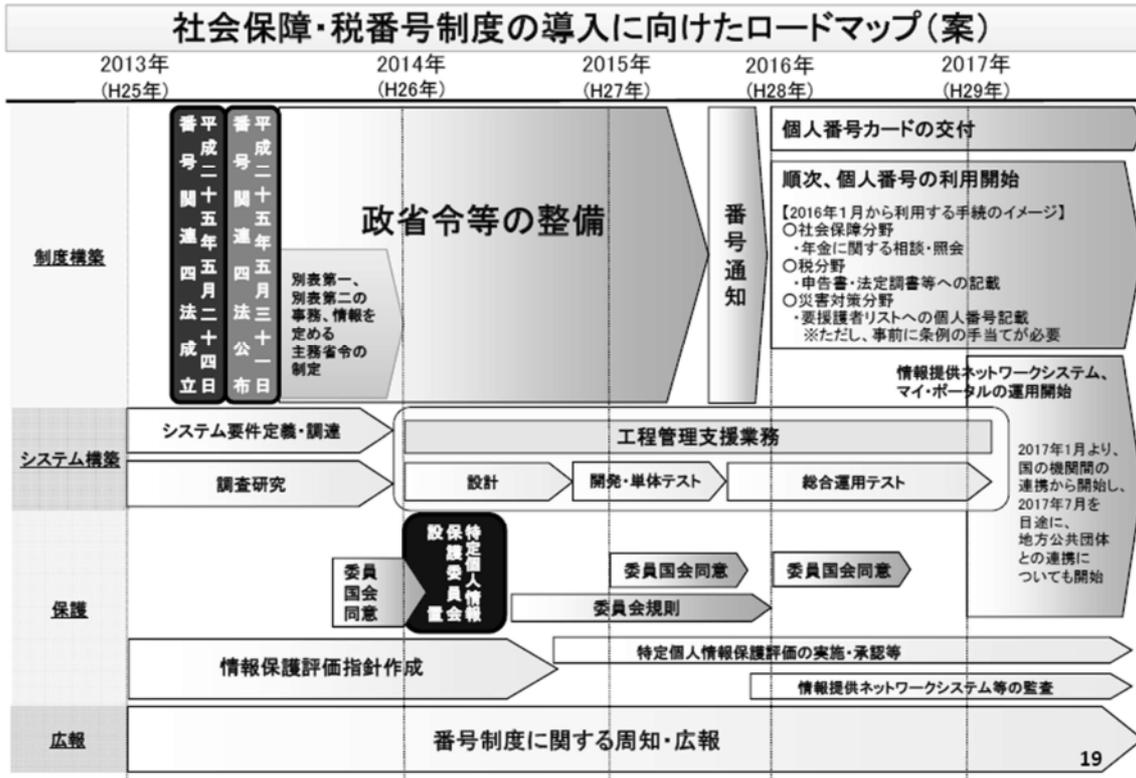
1 制度導入の周知

- ・ 社会保障・税番号制度（以下「個人番号制度」）は、全国民に個人番号を付番し、それを活用することにより、各種事務の効率化等を推進するとともに、手続の簡素化などにより国民の負担の軽減等を図るものである。
- ・ 一方で、国民の一部には、自己の個人情報への漏えいや悪用への懸念から、制度導入に慎重な声も聞かれるところである。
- ・ これらの意見に対して、早期かつ丁寧な国民に対する制度の説明及び周知徹底がなされなければ、円滑な個人番号制度の導入が見込めず、また、行政窓口や事務手続の混乱も予想される。
- ・ 以上のことから、個人番号制度導入後に行政サービスがどのように変更されるのか、平成24年7月9日から住民基本台帳に登録されている外国人を含め、全国民に対し、早期に丁寧な制度の周知を図ることを要望するものである。

2 コンビニ交付実施団体への財政措置

- ・ 指定都市市長会においては、個人番号の指定や個人番号カードの交付等の法定受託事務をはじめ、新たに生ずる事務やシステム構築・改修等に係る経費を全額国庫負担とすることを要望している。
- ・ これに加え、既にコンビニ交付を実施している本市では再度のシステム改修等が必要になることから、これらの経費についても確実な財政措置を行うことを要望するものである。

【参考】



- 国における平成26年度予算の概算要求等の状況
 - ・ 概算要求状況
 個人番号制度の導入 36.2億円（平成25年度 27.8億円）
 ※ 地方公共団体の情報システムの整備への支援 事項要求
 - ・ 制度改正等の状況
 特になし

平成26年度国の施策・予算に対する要望

平成25年11月

発行 さいたま市政策局都市経営戦略室
〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
048-829-1064（直通）



さいたま市PRキャラクター

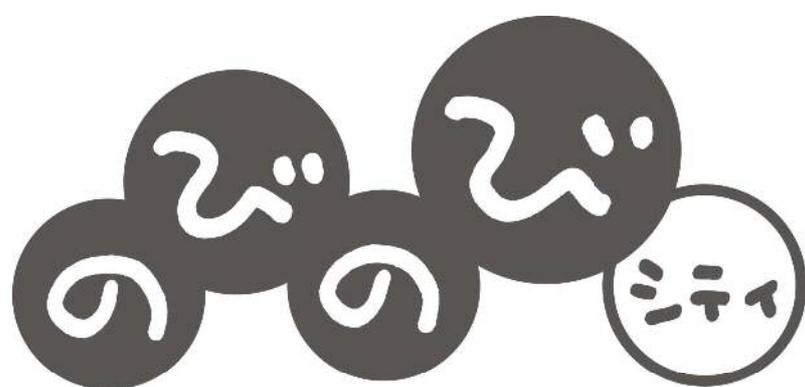
つなが竜ヌゥ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”の主の子孫。

生まれ育った見沼（ミヌマ）から「ヌゥ」と名づけました。
ヌゥ=nuにはフランス語で「飾り気のない」「素」の意味があります。

「つなが竜」には、さいたま市の魅力を伝え、人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。

上絵は、平成25年10月26日に開催された『さいたまクリテリウム by ツールドフランス』PRのための限定デザインです。



さいたま市